

# 第7章 カンボジアにおけるクマ類の保全

## Chamnan Nea, Divan Nong

### カンボジア森林管理省野生生物保護事務所

カンボジア(カンボジア共和国)には、ツキノワグマ(*Ursus thibetanus*)とマレーグマ(*U. malayanus*)の2種のクマが生息する(Suon 2002)。両種は地元で、Khlahkmom Thom および Khlahkmom Touch と呼ばれている。

カンボジア国内では、これら両種の生態および保護に関する科学的研究は、これまでなされていない。現在、カンボジア政府は国際的および国内的な各種クマ保護活動を法制化すべく努力しているが、いまだ改善が望まれる状況にある。

## 現 状

### 生息分布

今のところ、カンボジアにおけるクマの生息分布に関する公式なデータはない。クマは、一般的に、カンボジア全土の保護林や保護地域、とりわけ現在も好適な生息地が多く残っていると思われる北部、南西部および東部にまたがって広く生息しているものと推測されている。2005年以來、カンボジア各地の森林および野生生物保護事業が集積したデータをレビューして野生生物のデータベースを制作する「生物多様性および保護地域管理プロジェクト」に取り組んできた。しかしデータベースはまだ構築中の段階にある。この取り組みによって、公式なクマの分布図が作成され、一般に開示されることになる。

### 生息地の状態

1960年代には、カンボジアの国土の75%にあたる1,320万haが森林で覆われており、うち670万haが常緑林が混交常緑林、530万haが落葉樹林、残りが沈水林、マングローブ林、竹林、およびその他の森林にあたる。しかし、休まない人間活動は最近20年間に急速かつ継続的な森林資源の減少をもたらしてきた。Mekong Secretariat(1994年)によれば、カンボジアの森林面積は、1960年代以前のレベルに比べ、1985～1986年には67.4%、1992～1993年には63.6%、そして1996～1997年には60.2%にまで減少した。2000年にFAOが行った推定によれば、2000年時点での森

林面積は、1960年以前の52.4%である。

カンボジアにおける自然保護の歴史は長い。アンコール・ワットを取り巻く108km<sup>2</sup>の森を含む最初の国立公園は1925年に設立された。これは東南アジア初の国立公園である。1969年までに6つの国立公園と野生生物保護区が設立され、その総面積は国土面積の12%に相当する220万haにも達した。その後20年にわたる政治的不安定と内戦は、過去のあらゆる自然保護努力をいったん無に帰した(Keo 2003)。2006年現在、430万haを超える森林(国土面積の25.5%)が保護下にある。これには23の自然保護区と4つの自然保護林が含まれ、それぞれの合計面積は330万haおよび100万haである。自然保護区は1993年に制定され、7つの国立公園、9つの野生生物保護区、3つの景観保全地区、3つの多目的利用管理地区からなり、環境省自然保護課の管轄下にある。自然保護林は2000～2002年に制定され、農林水産省森林管理課の管轄下にある。

### 人間とクマの軋轢

クマによる農作物や人間への被害については報告する体制がないため、データがない。

### 生息数への脅威としてのクマの体の部位の利用

他のさまざまな野生動物と同様、カンボジアではクマの体の部位(毛皮、肉、骨、前足、肺、心臓、肝臓、腸、胆のう、血液)は、食用や薬用として広く利用されている。(Suon 1999)毛皮は重要な装飾品であり、また、厄除けや幸運のおまじないとされている。クマの肉は他の動物の肉(魚、ブタ、ウシなど)と同様に美味なものとされており、料理に使われる。骨は、擦傷や火傷などの皮膚の傷病の治療に用いられる。前足やいくつかの内臓(肝臓、心臓、腸を含む)には精力増進効果があるとカンボジア人は信じており、スープの具として人気が高い。また、クマの肺のスープは肺の病気や喉を痛めた人に効果があると信じられている。商人の間でもっとも人気が高い高価なクマの体の部位は、胆のうである。乾燥させ、細かく切り刻んで酒と混ぜた胆のうは、産後の養生に飲まれているほか、脱毛、

発熱、低血圧、体力減退、炎症、目の焦点機能回復に用いられる。同様に、酒と混ぜたクマの血液は、解熱、体力増進の目的で飲まれている。

## 飼育下のクマ

カンボジアには公立および私立の動物園が存在する。政府は1995年にPhnom Tamao動物公園および野生生物救護センターを設立し、違法な狩猟者や売買者から押収した野生動物が飼育されている。これら動物園は現在91種の野生動物を飼育しており、その中には、トラ (*Panthera tigris*)、アジアゾウ (*Elephas maximus*)、クマ、ヒョウ (*P. pardus*)、ユキヒョウ (*Neofelis nebulosa*)、コープレー (*Bos sauveli*)、ドール (アカオオカミ) (*Cuon alpinus*)、テナガザル類 (*Hylobates* spp.)、オオヅル (*Grus antigone*)、オオハゲコウ (*Ciconia* spp.)、ハゲタカ、ワニ、ニシキヘビ、コブラなどがいる。50頭のツキノワグマと23頭のマレーグマが動物園で飼育されている。Wild AidとFree the Bear Fundの2つのNGOが、森林管理課と協力して、飼育下のクマの世話をしている。Free the Bear Fundは、1998年以来、食料、医療、施設(野生動物病院を含む)、および専門家のボランティアを提供してきた。2006年時点で、カンボジアには4つの私立動物園があるが、それらの多くは野生動物を違法に獲得してきた。これら私立動物園で飼われているクマの頭数のデータはない。

## 保護管理体制

クマの絶滅を防ぐために、カンボジア王国政府はいくつかの施策を講じてきた。主な戦略は、森林法(2002年に法制化)とCITES(ワシントン条約)に関連するその他の法律の制定、法の執行力強化、短期トレーニングコースやワークショップ、教育である。

## 森林法の制定およびその他の宣言

森林法第48条は次のように謳っている。「カンボジア王国内の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫その他の無脊椎動物およびその卵や子供を含むすべての野生生物種は、国家の所有物であり、森林資源の構成要素である。これら野生生物は、水中に住む魚や動物を除いて、森林管理課の管理、研究、保護下にある。野生生物の体の部位、すなわち、死体の全部や、体内・体外器官、骨格、加工食品などは、森林管理課の管理下にある」

森林法は野生生物を(1)絶滅危惧種、(2)希少種、(3)普通種の3カテゴリーに分類している。森林管理委員会の提言

を受けて、農林水産省はこれらのカテゴリー分けの基準を宣言し、同時に環境省の助言を得てカンボジア各地方別の絶滅危惧種・希少種リストを作成した。1994年に書かれたこの布告の草案の中で、ツキノワグマは絶滅危惧種に、マレーグマは希少種にそれぞれあげられている(Forest Administration 2005)。

ここに野生生物に関する詳細な法律のリストをあげる：

- (1) 1988年6月25日発効の政令35号22条、23条は、すべての野生生物の狩猟を禁止している。
- (2) 1994年8月1日発効の布告359号の2条は、特定の野生動物種に関する狩猟、毒殺、輸送、販売、交易を全面的に禁止している。3条は、すべての生きた動物、その肉、体の一部に関し、捕獲、毒殺、狩猟、輸送、売買には、農林水産省(MAFF)の許可が必要であるとしている。
- (3) 2002年の森林法96条は、クマを輸送、保持、輸出した個人は、森林管理課により、市場価格の2~4倍の罰金が課されるとしている。
- (4) 1996年9月20日に農林水産省と環境省が共同公布した布告1563号では、カンボジア王国における野生生物の絶滅を阻止する政府の意志が示されている。
- (5) 2001年8月14日に農林水産省が発効した布告3837号は、野生生物の売買を禁止している。

## CITES(ワシントン条約)

カンボジアは1997年にCITESに加盟しており、今後共その実現に向け各種法制化を進める意志をもっている(8.4決議)。

カンボジアでは、CITESの実現およびクマの保護に関連する2つの法律が存在する。2002年8月31日制定の森林法、および2006年5月29日制定の「危機に瀕した動植物種の国際貿易に関する布告」である。TRAFFIC東南アジアは、インドシナにおいてこのような布告をつくるプロジェクトを支援した。森林法および上記布告中のいくつかの条項は、カンボジアにおけるクマの種の保護のために設けられたものである。

2006年までに、カンボジアでは、野生生物の売買とCITESに関連する3つのトレーニングコースと2つのワークショップが開かれた。ひとつは、2001年に開催されたカンボジアにおけるCITESの実行方法に関する基礎的なワークショップであり、参加者には法律執行に関係する公務員(例：森林管理官、漁業管理官、税関職員、輸出入査察局職員、警察職員)、農林水産省および関連諸官庁関係者、各地の自治体の職員などが含まれていた。2003年初頭

には、CITES の実現に関する農林水産省内部の非公式な職員トレーニングコースが開かれた。2003 年末には、CITES に関する科学的なトレーニングコースが、カンボジア、ベトナム、タイ、ビルマ、ラオス人民民主共和国、中国からの参加者を集めて開催され、カンボジアからの出席者は、関連政府機関の職員で構成されていた。2004 年には、CITES の布告について議論するワークショップが開かれた。2006 年には、CITES の実施に関する基礎的なトレーニングコースが開かれ、35 人の税関職員が参加した。

### 法の執行および関心の喚起

2002 年制定の森林法の 76 条は、森林（および野生生物）に関する規範を犯すことは犯罪とみなされるとしている。森林行政課の職員は司法警察の資格をもち、森林破壊の事件を調査、起訴する司法権限を有する。森林法の 77 条は、「宣誓した森林行政課職員は、控訴裁判所の検察官の任命により、司法警察職員の資格をもち」としている。司法警察職員の権限には、森林法および犯罪処置法による一定の制限が課される。一般的に、森林司法警察職員は、関係する州や県の検察官の指示下にある。さらに、カンボジア CITES 管理機構が、農林水産省や税関など関連官庁との実効レベルでの連携を促進している。その成果として、最近（2006 年 3 月 26 ~ 27 日）35 人の税関職員を対象として、2 日間のトレーニングセミナーが実施された。TRAFFIC 東南アジアおよび野生生物保全協会（WCS）は、このトレーニングに技術的、資金的な支援を提供した。

### NGO との協力

カンボジアには野生生物保護に携わる国内および国際的 NGO が存在する。国内の NGO としては、Save Cambodia's Wildlife や Mlup Baytong があげられる。国際的 NGO としては、Free the Bear Fund、FFI、WCS、ITTO、Wild Aid、Conservation International（CI）、Birdlife International、WWF、WPA、NSOK International などがある。これら NGO の中で、Free the Bear Fund と CI のみが、クマの保護に焦点をあてたプロジェクトに携わっている。

これまで、すべての NGO はそれぞれ独自に活動を行ってきた。カンボジア政府は、これら NGO の活動を国の自然保護システムに組み込むことで、彼らのプロジェクト成果が国家レベルでよりよく計画・管理され、自然保護

管理システム全体が改善されるような試みを考えている。

## 提言

カンボジアにおける自然資源および生物多様性の保護についてはまだ課題が多い。特に、改定後の関連政策、関連法令、CITES の実現である。カンボジア政府は、国土を開発し、国民の生活水準を貧困レベルより上に引き上げたいと考えている一方で、これらの目標を National Rectangular Strategy（2003 ~ 2008 年の国家開発ステップに関する提言の文書）で約束した「将来世代にわたる持続的な生物資源の利用」とうまく調和させなくてはならない。クマの保護を強化し、違法な野生動物の取引を縮小させるためには、以下の提言にしたがうべきである：

- (1) CITES の附属書に記載されたクマおよびその他の絶滅危惧種の保護に関する現行の法律の執行状況を改善すること。
- (2) CITES の附属書に記載された種の保護に関して、ASEAN 諸国および CITES 加盟各国と協力すること。
- (3) 国内および国際的自然保護団体と協働すること。

## 引用文献

- FAO (2000) Forest resources assessment 2000. Forestry paper 140, FAO, Rome.
- Forestry Administration (2003) Cambodia: Forestry statistics 2002, Forestry Administration, Phnom Penh.
- Forest Administration (2005) Draft on the endangered species identification in Cambodia. Forest Administration, Phnom Penh, Cambodia.
- Keo O (2003) Flora, fauna, biodiversity and conservation, In: Asian Development Bank, Compendium on environment statistics 2003 in Cambodia, Phnom Penh.
- Mekong Secretariat (1994) Cambodia land cover atlas 1985/87 and 1992/93, UNDP/ FAO in FA (2003) Cambodia: Forestry statistics 2002. Forestry Administration, Phnom Penh.
- Suon P (1999) Trade in bears and bear parts in Cambodia. In: Williamson DF and Phipps MJ (eds.) International Symposium on the Trade in Bear Parts, TRAFFIC East Asia, Republic of Korea. pp.68-72.
- Suon P (2002) Wildlife identification for law enforcement, Department of Forestry and Wildlife, WCS, TRAFFIC South-east Asia-Indochina, Cambodia.

(柴山哲哉訳)